

《地方消費税引き上げ分における使途の明確化について》

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度十津川村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりとなっています。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	24,200千円
(歳出)	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	488,089千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	139,816	65,414	32,397		6,932	35,073
	老人福祉事業	19,908		220	674	987	18,027
	母子福祉事業	15,209	5,270	1,350		754	7,835
	福祉医療事業	22,429		7,679	300	1,112	13,338
	児童福祉事業	30,670	21,482	4,604		1,521	3,063
	生活保護事業	106,240	79,680		150	5,268	21,142
	小計	334,272	171,846	46,250	1,124	16,574	98,478
社会保険	国民健康保険事業	31,037	3,963	13,231		1,539	12,304
	介護保険事業	97,221	963	481		4,820	90,957
	小計	128,258	4,926	13,712		6,359	103,261
保健衛生	予防事業	9,461				469	8,992
	保健事業	11,072		63	403	549	10,057
	母子保健事業	5,026	225	112	10	249	4,430
	小計	25,559	225	175	413	1,267	23,479
合計	488,089	176,997	60,137	1,537	24,200	225,218	